

令和2年5月 放射性物質測定結果一覧

検査地点			採水日	測定結果(単位:Bq/kg)		
				ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
1	太田市	太田渡良瀬浄水場	—	—	—	—
2	太田市	太田利根浄水場	—	—	—	—
3	館林市	館林第二浄水場(配水池系)	—	—	—	—
4	館林市	館林第二浄水場(配水塔系)	—	—	—	—
5	みどり市	みどり塩原浄水場	—	—	—	—
6	板倉町	板倉岩田浄水場	—	—	—	—
7	板倉町	板倉東浄水場	—	—	—	—
8	板倉町	板倉南浄水場	—	—	—	—
9	明和町	明和大輪浄水場	—	—	—	—
10	明和町	明和南大島浄水場	—	—	—	—
11	千代田町	千代田第三浄水場	5月22日	不検出	不検出	不検出
12	千代田町	千代田第四浄水場	5月22日	不検出	不検出	不検出
13	千代田町	千代田第五浄水場	5月22日	不検出	不検出	不検出
14	大泉町	大泉第一浄水場	5月26日	不検出	不検出	不検出
15	大泉町	大泉第二浄水場	5月26日	不検出	不検出	不検出
16	邑楽町	邑楽中野浄水場	5月26日	不検出	不検出	不検出
17	邑楽町	邑楽第三浄水場	5月26日	不検出	不検出	不検出
18	太田・みどり	みどり浄水場	—	—	—	—
19	<small>太田・館林・板倉・明和・千代田・大泉・邑楽</small>	東部浄水場	5月22日	不検出	不検出	不検出

【参考】

○ 平成24年4月から、食品衛生法に基づく飲料水の基準値が10Bq/kgに設定されたことを受けて、水道水についても放射性セシウムの管理目標値として10Bq/kgが設定されました。

○ 検査の表記方法について

「不検出」とは、放射性物質濃度が検出限界値(放射性物質を測定する装置が測定可能な最低の濃度)を下回っていることを意味しています。